

## 浦安市計画相談支援推進事業等補助金 Q&amp;A

	質問事項	回答
1	【サービス提供時間について】 週35時間以上とあるが、開所時間が週に35時間ということか。	日曜日から土曜日までの間において、運営規程に定める、相談事業所として窓口を開設している営業日の1週間あたりのサービス提供時間帯の合計が35時間以上をいう。（国民の祝日も含む）
2	【常勤換算方法について】 「常勤換算の方法」はどのような意味か。	当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
3	【常勤換算について】 1人が1週間に35時間まで満たない職員（非常勤）を4人置いてもよいか。	置いてもよい。  例）Aさんが週30時間、Bさんが週20時間、Cさんが週15時間、Dさんが週に10時間勤務した場合の常勤換算による人数は？ $(30+20+15+10) \div 35 = 2.14$ （小数点以下切り捨て）で2となる。
4	【人件費について】 人件費とはどこまでを指すのか。	人件費とは、給与（給料・諸手当）、法定福利費となる。
5	【人件費について】 相談員が、他事業と兼務している場合、人件費の積算はどうすればよいか。	指定特定相談支援事業の会計はその他の事業の会計と区分することとなっているので、その区分方法により算出されたい。 例）Aさん 月給 180,000円 4月の勤務実績 相談支援事業所 7時間×7日＝49時間 児童発達支援 7時間×13日＝91時間 4月の勤務時間合計 140時間 相談支援事業所分の人件費 $180,000 \text{円} \times (49 \text{時間} / 140 \text{時間}) = \underline{\underline{63,000 \text{円}}}$

	質問事項	回答
6	<p>【報酬について】 人件費から引くサービス利用支援等の報酬は、どこまでを指すのか。</p>	当該事業の報酬のうち、人件費に充当する額を指す。 報酬の一部を人件費以外の経費に充当する場合は、収支予算書・決算書にその旨記載する。
7	<p>【補助対象月について】 月の途中での職員の採用又は退職の場合、当該月は補助金対象月に含まれるか。</p>	当該月の「1日」に在籍しているかを基準とする。 したがって、月の途中の採用の場合、当該月は補助対象月に含めず、月の途中の退職の場合、当該月は補助対象月に含む。  例) Aさんが4月15日に採用された場合、4月は補助対象月に含まれない。 Bさんが4月15日に退職した場合、4月は補助対象月に含まれる。
8	<p>【契約相談件数について】 40人は新規をいうのか。</p>	新規、継続を合わせて40人以上としている。
9	<p>【業務内容】 この事業の業務内容は。</p>	計画相談となる。